令和9年度　教育・保育施設利用案内

（教育・保育施設の利用に関する手続（通常申込）について）

○はじめに…

この利用案内には、教育・保育施設の利用に関する手続（通常申込）について記載しております。

以前手続をされたことがある方であっても、**必ず利用案内の最後まで目を通していただき、内容を確認した上で、申請及び申込をしていただきますようお願いいたします。**

また、産後休暇・育児休業から明けて復職される方については、通常申込より結果が早く分かる保育利用予約（予約申込）ができます。申込書類や申込締切日が通常申込と異なりますので、お申し込みの際は、お間違いないようご注意ください。

○令和９年度年齢早見表　※年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

クラス	生年月日		
０歳児クラス	令和８年４月２日	～	
１歳児クラス	令和７年４月２日	～	令和８年４月１日
２歳児クラス	令和６年４月２日	～	令和７年４月１日
３歳児クラス	令和５年４月２日	～	令和６年４月１日
４歳児クラス	令和４年４月２日	～	令和５年４月１日
５歳児クラス	令和３年４月２日	～	令和４年４月１日

○申請・保育料・利用調整等に関しては、以下のページをご覧ください。

目　次

1	申請の流れ	⇒ P 2	10	転園のとき	⇒ P 13
2	入園日・申込締切日（通常申込）	⇒ P 3	11	利用調整（選考）	⇒ P 13
3	施設利用の条件	⇒ P 4	12	利用調整結果の通知	⇒ P 13
4	申込をする前に	⇒ P 4	13	保育料（利用者負担額）	⇒ P 14
5	認定区分について	⇒ P 4	14	入園後の手続き	⇒ P 15～16
6	育児休業の取扱いについて	⇒ P 5	15	園等で実施している子育て支援・保育サービス	⇒ P 17
7	申請に必要な書類	⇒ P 6～11	16	教育・保育施設一覧	⇒ P 18～19
8	広域入園について	⇒ P 11	17	施設見学について	⇒ P 20
9	保育必要量（利用時間）	⇒ P 12			

【お問合せ先】八戸市こども未来課

〒031-8686　青森県八戸市内丸一丁目１番１号（市庁別館２階）

電話：（直通）0178-43-9094　（代表）0178-43-2111（内線5253、5254、5257）

【八戸市ホームページ：URL】

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kodomomiraika/kosodate/1/hoikuriyou/26677.html

【八戸市ホームページ：QRコード】

八戸市　令和9年度　認定こども園・幼稚園・保育所　利用案内　検索

1　申請の流れ

※１号認定と２・３号認定では申請の流れが異なります。

1号認定（教育）

市窓口や市ホームページ、幼稚園等で利用案内・申請書類を入手します。

↓

○入園を希望する幼稚園等と直接連絡を取り、入園できるか確認します。
○入園が可能な場合、幼稚園等へ必要書類を提出します。

※申請に必要な書類
　⇒　利用案内６～11ページ
※申込締切日　⇒　入園日の前日まで
※全ての書類を揃えてからお申込みください。

↓

「保育料決定通知書」が送付されます。

↓

利用開始

2･3号認定（保育）

市窓口や市ホームページ、保育所等で利用案内・申請書類を入手します。
※お申込みの前に希望する保育所等へ連絡をして見学します。

↓

申込締切日までに、市窓口か入園を希望する保育所等へ必要書類を提出します。
※申請に必要な書類　⇒　利用案内６～11ページ
※申込締切日　⇒　利用案内３ページ
※全ての書類を揃えてからお申込みください。

↓

八戸市において利用調整（選考）を行います。
※利用調整（選考）の結果は、入園日のおよそ15日前に郵送でお知らせします。

入園できない場合

「事業所入所保留通知書」、「支給認定証」、「教育･保育給付認定決定通知書」が送付されます。
※初回の結果通知以降は、入園が決まるまで結果は通知されません。

↓

次の入園選考へ

年度の最終入園（３月１日）まで毎月選考を行います。
※自動的に次回以降の選考対象となるため、再び申請する必要はありません。
※希望園変更や取下げをする場合は、変更したい、または、取り下げたい入園日の申込期限日までに、市窓口で手続をしてください。手続きには本人確認書類が必要です。

入園できる場合

「事業所入所承諾書」が送付されます。
※入園が決定した保育所等と連絡を取り、入園の準備を進めてください。

↓

諸事情により入園を辞退する場合、入園日の前日までに、市窓口で入園辞退の手続きをしてください。
本人確認書類が必要です。
※入園が決まった園へ、辞退する旨を連絡してください。

↓

利用開始

2　入園日・申込締切日（通常申込）

２号・３号認定

（※１号認定の締切は入園日の前日まで）

入園日	受付開始日	受付締切日	通知書発送予定
令和９年４月１日（１回目）	令和８年11月２日	令和９年１月18日	令和９年２月下旬
令和９年４月１日（２回目）	令和９年１月19日	令和９年３月４日	令和９年３月中旬
令和９年５月１日	令和８年12月１日	令和９年３月26日	令和９年４月中旬
令和９年６月１日	令和９年１月４日	令和９年４月30日	令和９年５月中旬
令和９年７月１日	令和９年２月１日	令和９年５月31日	令和９年６月上旬
令和９年８月１日	令和９年３月１日	令和９年６月30日	令和９年７月上旬
令和９年９月１日	令和９年４月１日	令和９年７月30日	令和９年８月中旬
令和９年10月１日	令和９年５月６日	令和９年８月31日	令和９年９月上旬
令和９年11月１日	令和９年６月１日	令和９年９月30日	令和９年10月上旬
令和９年12月１日	令和９年７月１日	令和９年10月29日	令和９年11月中旬
令和10年１月１日	令和９年８月２日	令和９年11月30日	令和９年12月上旬
令和10年２月１日	令和９年９月１日	令和９年12月16日	令和９年12月下旬
令和10年３月１日	令和９年10月１日	令和10年１月17日	令和10年１月下旬

※申込順ではありません。
※児童虐待防止に関して特別な支援を要する家庭の児童など、緊急性が高いと判断される場合の入園日は、この限りではありません。
※申込締切日が予約申込と異なりますので、お申し込みの際は、お間違いないようご注意ください。

3　施設利用の条件

１号・２号・３号認定

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育事業を利用したい場合、**教育･保育給付認定の申請**が必要です。
また、認定こども園（２・３号認定・保育を希望）・保育所・小規模保育事業の利用をしたい場合、教育･保育給付認定の申請に加えて、**保育利用の申込**が必要です（手続は同時に行います）。

- **保護者の住民票登録が認定希望日かつ入園日時点で八戸市にあること。**
  ※ただし、児童虐待防止に関して特別な支援を要する家庭の児童など、緊急性が高いと判断される場合には、この限りではありません。
  ※希望する入園日までに転入予定がある場合は、教育・保育給付認定の申請及び保育利用の申込ができる場合があります。ご希望の方は、こども未来課へお問い合わせください。
- **（１号認定）入園日に満３歳以上であり、集団保育が可能であること。**
  （２・３号認定）入園日に出生後２か月を過ぎており、集団保育が可能であること。
  ※受入対象年齢は施設によって異なります。詳細は利用案内18・19ページをご覧ください。
- **（２・３号認定）認定希望日または入園日時点で、保護者に就労または疾病などの事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難であること（保育の必要性があること）。**
  ※育児休業を保育が必要な事由とする新規・転園の申込は出来ません。
- **（２・３号認定）育児休業から復職し、保育利用の申込をする方は、利用案内５ページに必ず目を通してください。**

4　申込をする前に

１号・２号・３号認定

- **申込の前に、必ず入園する児童と一緒に希望する園を見学してください。**
  - 利用案内20ページに見学する際のポイントをまとめておりますので、参考にしてください。
  - 感染症等の影響等で見学が難しい場合は、電話等で保育内容等を十分確認してお申し込みください。
- **児童の発育について気になることがある場合は…（食物アレルギー、障がいなど）**
  - 園見学の際に受入体制、対応等について園へご相談の上、お申し込みください。
  - 中・軽程度の障がい児の保育を行っている園がありますので、お問い合わせください。
- **医療的ケアが必要な児童の入園を希望する場合は…**
  - 関係機関との調整が必要になるため、**遅くとも入園希望日の約半年前までにこども未来課へお問い合わせください。**

5　認定区分について

１号・２号・３号認定

- 年齢や状況により、認定区分が異なります。
- 認定の有効期間は基本的に下記のとおり認定されます。
  ただし、出産、求職活動・起業準備、就学・職業訓練の場合は、有効期間が異なります。
  詳細は利用案内８・９ページをご覧ください。
- 認定区分により、利用できる施設が異なります。下表をご確認ください。

認定の区分	年 齢	状 況	認定の有効期間	利用できる施設
１号認定	満３歳以上	教育を希望	就学前まで	認定こども園、幼稚園
２号認定	満３歳以上	保育が必要	就学前まで	認定こども園、保育所
３号認定	満３歳未満	保育が必要	満３歳の誕生日の前々日まで	認定こども園、保育所、小規模保育事業（２歳児クラスまで）

6　育児休業の取扱いについて

２号・３号認定

- 八戸市では、多様な働き方に対応するため、法律に基づかない育児休業（法人独自の育児休業）や自営業の方の育児に伴う休業を、保育利用申込み等において、法律に基づく育児休業と同様に取り扱います。
- 育児休業から復職し、保育利用申込をする場合、次の①～③を必ずご確認ください。

①「育児休業」として取り扱う期間

新規申込の場合は復職点の対象となる期間、継続利用の場合は保育が必要な事由として認定できる期間のこと。

○雇用主がある場合

就労証明書に記載された期間。
※最長で子どもの満２歳の誕生日の前日まで。

○自営業の場合

子どもが生まれた日から**満１歳の誕生日の前日まで**に育児のために休んだ期間。
満１歳の誕生日までに保育所等に入園できなかった場合は入園するまでの期間。
※最長で子どもの満２歳の誕生日の前日まで。

② 新規申込について

➢ 新規申込児童について
- 保育利用通常の申込のほか、保育利用予約の申込ができます。
- 育児休業明けの場合、復職（予定）日の**前２か月**に含まれる入園日から申込ができます。
- **入園が決定した場合、入園日の後２か月以内（※）に休業前の職場へ復職することが必要です。**
  （※）産休・育休明け保育利用予約制度を利用した場合は、入園日の前２か月から後２か月の間
- 通常申込の利用調整において、復職点（入園希望日の前後２か月以内に復職する場合に付く加点）の対象になります。なお、①の期間を過ぎてから復職する場合、保育利用予約の申込はできませんが、保育利用通常の申込は可能です（ただし、利用調整において復職点の対象外）。

➢ 入園後について
- 入園日の後２か月（産休・育休明け保育利用予約制度を利用した場合は、入園日の前２か月から後２か月の間）以内に、休業前の職場に復職しない場合は、その事実が分かり次第、**辞退**または**退所**となります。
- 復職（予定）日を変更する・休業前の職場を退職する・休業前の職場から転職する場合は、速やかにこども未来課へご連絡ください。

（例） 入園（希望）日が ４月１日の場合	育児休業～5/31	6/1復職	○	**入園希望：申込可能** **入園決定：入園可能** **入園中：継続利用可能**
	育児休業～6/1	6/2復職	×	**入園希望：申込不可** **入園決定：辞退** **入園中：退所**

※育児休業給付金については、職場またはハローワークへご相談ください。
※提出する書類の写しが必要な場合は、事前にコピー等をお取りください。

③ 継続利用について

➢ 入園中の児童について（継続利用）
- 雇用主がある場合と自営業の場合、どちらも育児休業の対象となる児童が、２歳に達する月の末日が属する年度の翌年度に小学校就学の始期に達するときは、最長で卒園まで育児休業として認定します。
- 自営業の方が出産しその子どもの育児のために休業したとき、すでに保育所等に入園している兄弟姉妹がいる場合は、「妊娠・出産」の認定期間が終了するまでに復職しなければ退所となっていましたが、「育児休業」で認定することができ、継続して保育所等を利用できます。育児休業として認定できる期間は、①をご確認ください。
- 自営業の場合の育児休業への認定変更による継続利用について、 育児休業を取得する前に収入がなかった場合、育児休業の取得を認められないことがあります。

7　申請に必要な書類

１号・２号・３号認定

全ての書類をそろえてから 申請してください。

必 要 書 類	１号認定	２号・３号認定	詳細
① 教育･保育給付認定申請書兼現況届【市様式】	**必要**	**必要**	７ページ
② 個人番号・本人確認書類（申請する保護者）	**必要**	**必要**	７ページ
③ 保育利用申込書【市様式】	不要	**必要**	７ページ
④ 重要事項確認書【市様式】	不要	**必要**	７ページ
⑤ 保育が必要なことを証明する書類	不要	**必要**	８～９ページ
⑥ 世帯の状況を証する書類	**必要な場合あり** ・ひとり親世帯の場合 ・障がい者(児) と同居している場合 ・（２号・３号認定のみ）60歳未満の同居祖父母が就労等している場合など		10ページ
⑦ 市町村民税額及び所得がわかる書類	**必要な場合あり** 令和８年１月１日 または 令和９年１月１日に八戸市に住民登録がない方		11ページ

➢ **申請書類の様式の入手方法**

市窓口や施設で入手することができます。
また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

➢ **提出先**

（１号認定）

- 利用を希望する認定こども園または幼稚園へ提出してください。
- 書類一式を封筒（市配布の専用封筒）に入れて提出してください。

（２・３号認定）

- 利用を希望する施設またはこども未来課窓口へ提出してください。
- 施設へ提出する場合、書類一式を封筒（市配布の専用封筒）に入れて提出してください。
- 郵送で申し込みたい場合は、事前にこども未来課へ御連絡ください。記載事項の訂正や不足書類の提出が必要となる際は、書類の用意に時間を要する場合がありますので、申込締切日の**７開庁日前を目安として**余裕を持って提出してください。

➢ **提出時の注意事項**

- **提出する書類の写し等が必要な場合は、事前にコピー等をお取りください。**
  書類提出後に、コピーの依頼、または、書類の返却は出来かねますのでご注意ください。
- 提出する際は、申込締切日に余裕を持って提出してください。
  郵送の場合は、申込締切日必着です。
  不備があった場合は、審査対象外、または、利用調整点数が減点となることがあります。
- 郵送で申し込む場合、郵送事故等があった際の責任は負いかねますのでご注意ください。
  また、書類到着後連絡が欲しい等の対応は出来かねます。
  可能であれば、追跡機能付きの郵送方法で申し込むことをお勧めします。
  提出書類の確認のため、必要に応じて、来庁をお願いすることがあります。

① 教育･保育給付認定申請書兼現況届【市様式】 １号・２号・３号認定

- 申請書は児童１人につき、１枚記入が必要です。
- 記入例を参考に記入してください。
- 訂正がある場合は、二重線で取り消してから訂正してください（訂正印は不要）。
  なお、修正テープや修正ペンでの訂正、及び、消せるボールペンの使用は不可となっております。
- 保育料や審査に影響するため、書き漏れのないようにしてください。特に、裏面「世帯の状況」の世帯分離している同居者の記入漏れが多いため、ご注意ください。

② 申請書に記載する保護者の個人番号（マイナンバー）確認及び本人確認書類 １号・２号・３号認定

- こども未来課窓口にて手続をする場合、申請者（手続をする方）の次の書類をお持ちください。
- 施設または郵送にて提出する場合、写しを提出してください。

個人番号（マイナンバー）確認書類

□個人番号カード（顔写真付）※両面
１点で本人確認もできるため、
本人確認書類の提出不要。

又は

□通知カード / □個人番号が記載された住民票等
本人確認が出来ないため、
以下の**本人確認書類**が必要。

本人確認書類

①顔写真付き身分証明書（１点）

□運転免許証または運転経歴証明書
□パスポート
□身体障害者手帳
□精神障害者保健福祉手帳
□療育手帳
□在留カードまたは特別永住者証明書
□その他官公署発行の顔写真付き身分証明書で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの

②その他本人確認書類（２点必要）

□年金手帳
□児童扶養手当証書または特別児童扶養手当認定通知書等
□介護保険被保険者証
□資格確認書
□その他官公署からの発行書類で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの

③ 保育利用申込書【市様式】 ２号・３号認定

- 同施設を希望する場合は、申込書１枚につき、児童３名まで記入できます。
- 希望施設は最大３施設までです。施設名の記入誤りがないようご注意ください。
- 兄弟姉妹同時に申し込む場合、入園時期（同時希望・別々可能）や施設の希望（同施設希望・別施設可能）の記入を忘れずにご記入ください。
- 申込書提出後に希望園や入園時期等を変更したい場合、申込締切日までに内容変更の申込書を提出していただく必要があります。電話や口頭での変更は受け付けておりませんのでご注意ください。

④ 重要事項確認書【市様式】 ２号・３号認定

- **必ず利用案内の最後まで目を通していただき、内容を確認した上で、署名または記名押印してください。**
- 確認書の内容に該当する事項があった場合、退所（認定取消）または入園辞退となります。

⑤ 保育が必要なことを証明する書類　２号・３号認定

保育が必要である児童を２号・３号認定にて申請したい場合は、次のいずれかの事由に当てはまる必要があり、その事由を証明する書類の提出が必要となります。

➢ 保育を必要とする事由

就労、出産、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、求職活動・起業準備、就学・職業訓練

※ただし、児童虐待防止に関して特別な支援を要する家庭の児童など、緊急性が高いと判断される場合には、この限りではありません。

※育児休業を保育が必要な事由とする新規・転園の申込は出来ません。

➢ 保育を必要とする事由に関する注意事項

- 入園（希望）日時点の状況が分かる証明書類を提出してください。
- 児童の保護者それぞれの書類を提出してください。単身赴任等で別住所であっても保護者それぞれの書類が必要です。また、ひとり親世帯や離婚調停中（いずれも別居であること）の場合は、養育者のみ提出が必要です。
- 次の書類については、証明日または申立日が令和８年10月１日以降の書類を提出してください。

□就労証明書**【国の標準的様式（簡易版）】**　□就労状況申立書【市様式】
□家内就労（内職）証明書【市様式】　□介護・看護申立書【市様式】
□申立書【市様式】※災害復旧　□求職活動申立書【市様式】
□在学（受講）証明書

保育を必要とする事由		証　明　書　類
就労 ※月64時間以上	雇用主がある場合（社員・パート・アルバイト等。内定も可。）	**○就労証明書【国の標準様式（簡易版）】** ※令和９年度申込分から、就労証明書は国の様式に変更となります。令和８年度以前の市様式では原則受付できませんのでご注意ください。 • 保護者の就労先事業者にて作成してください。 • 社印・代表者印の押印は不要ですが、記載例をご確認いただき、記入漏れのないよう作成してください。 • 本社以外（支社や事業所）の代表者による証明でも可能です。 • 雇用期間が有期の方で、雇用（予定）期間が入園（希望）日より前に終了している場合、また、更新予定であっても雇用（予定）期間が申込締切日より前に終了している場合、就労している証明書類として受け付けできません。 • 在宅勤務の場合は、その旨を備考欄へ記入してください。
	自営業や報酬を受けている場合（事業手伝いを含む）	**○就労状況申立書【市様式】** • 申立内容次第では、別途書類（開業届や実績が分かる書類等）を提出していただく必要があります。 • 申立書に記載した事業内容を行わず、事業開始の準備等を行っている場合は、求職活動・起業準備として認定申請していただく場合があります。
	農業従事の場合（農業専従者を含む）	**○就労状況申立書【市様式】** • 申立内容次第では、別途書類を提出していただく必要があります。 • 実績がない場合、求職活動・起業準備として認定申請していただく場合があります。 **○農地台帳記載証明書（耕作証明書）** • 市内に農地がある場合、農業政策課（市庁別館７階）で取得できます。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です。
	内職の場合	**○家内就労（内職）証明書【市様式】**

保育を必要とする事由		証　明　書　類
出産	【有効期間】出産月を含む前3か月～出産日から８週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	**○母子健康手帳の出産予定日の記載があるページの写し** • 八戸市の手帳の場合、**妊婦保健指導報告書**のページです。 • 八戸市以外の手帳の場合、**保護者以外が記入した出産予定日のページの写し**を提出してください。または、**妊婦健康診査受診票**などの予定日が分かる書類の写しを提出してください。
疾病・障がい	疾病・けが等	**○診断書【市様式】** • 市の様式以外は受け付けできません。 • 期間が有期の方で、認定（入園）希望日より前に終了している場合、書類を受け付けできません。
	障がい	**○次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し）** • 身体障害者手帳 • 精神障害者保健福祉手帳 • 愛護（療育）手帳 • 国民年金の障害基礎年金証書等の受給を証し、等級がわかるもの
介護・看護 ※月64時間以上		**○介護・看護申立書【市様式】** • 介護・看護に係る時間について記入してください。 • １日のスケジュールは、詳しく記入してください。 • 申立内容次第では、必要に応じて内容確認を行う場合があります。 **○診断書【市様式】 又は 次のいずれかの書類（写し）** • 介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの） • 障害者手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） • 施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	**○申立書【市様式】** **○り災証明書**
求職活動・起業準備	【有効期間】90日を経過する日が属する月の末日まで（最大３か月）	**○求職活動申立書【市様式】** • 入園後３か月以内に就労証明書等を提出してください。
就学・職業訓練 ※月64時間以上	【有効期間】修了日が属する月の末日まで （自動車学校の場合は１か月間のみ。）	**○在学（受講）証明書** **○時間割表・カリキュラム等（写し）** • 月の登校日数、１日の授業開始時間から終了時間が分かる書類を提出してください。 ※在宅は原則不可です。リモートで授業があるなど、時間的制約がある場合は、その旨が分かる書類をお持ちの上でご相談ください。

⑥ 世帯の状況を証する書類　１号・２号・３号認定

- **A～I** に該当する方は、次の書類を提出してください。
- １号認定の場合は、**G・H**の書類は必要ありません。
- 入園（希望）日時点の状況が分かる証明書類を提出してください。

A　ひとり親世帯	• 全部事項証明書（戸籍謄本）（写し） ※ひとり親（離婚・死別・未婚）であることが分かる内容
B　離婚調停中 （別居であること）	次のいずれかの書類（写し） • 調停期日呼出状 • 事件係属証明書
C　障がい者（児）と同居	次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） • 身体障害者手帳 • 精神障害者保健福祉手帳 • 愛護（療育）手帳 • 特別児童扶養手当 障害認定通知書等の障害認定を証するもの • 国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
D　生活保護受給世帯	• 生活保護受給資格証明書
E　就学前の兄姉が、認定を必要としない施設（※）を利用	• 在園証明書（各園の様式）又は通所を証するもの （※）認定を必要としない施設　＝ 障がい者通所施設等
F　申請児童が第２子以降の場合	年齢に関わらず、生計を一にする兄姉について …父母の市町村民税の扶養に入っている、又は、兄姉が八戸市に税申告をしている ⇒ 書類不要 …父母の市町村民税の扶養に入っておらず、かつ、兄姉が八戸市に税申告をしていない（他市町村課税者や未申告者など） ⇒ 兄姉の市町村民税額がわかる書類（写し）
G　60歳未満の同居祖父母等が就労しているなど、「保育を必要とする事由」に該当する場合	• 同居祖父母等について、利用案内８・９ページに記載している事由の証明書類 ※求職活動の場合は不要。世帯分離している同居者を含む。
H　要介護者と同居	・介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの）（写し）
I　八戸市へ転入予定がある方	・転入予定申立書 ※申込日時点で八戸市に住所登録がなく、保育施設への入所希望日までに八戸市に転入する予定がある場合には提出が必要。 ただし、転入先の住所が決まっていることが必要。

⑦ 市町村民税額及び所得額がわかる書類 （写し） 1号・2号・3号認定

- 令和８年１月１日及び令和９年１月１日に八戸市に住民登録がある方は、不要です。
- 児童の保護者それぞれの書類を提出してください。
- 単身赴任等で別住所であっても保護者それぞれの書類が必要です。

➢ **市町村民税額及び所得額がわかる書類（①～③のいずれかの書類）**

① 市町村民税 所得(非)課税証明書 … １月１日現在の市町村から取得できます。
② 市町村民税 特別徴収税額通知書 … 給与から天引きされている方に通知されています。
③ 市町村民税 納税通知書 … 納付書等で納付されている方に通知されています。

※ 氏名・均等割・所得割・扶養人数・税額控除（寄付金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除）がわかる書類が必要です。
※ 税額控除があっても記載がない場合は、確定申告書又は源泉徴収票の写しを添付してください。
※ 海外勤務等の場合、現地での税申告の証明等、海外での収入がわかる書類が必要です。
※ 納税証明書では受け付けできませんので、取得される際にはご注意ください。
※ 八戸市に住民登録がない方について、所得が無い、または、控除対象特別配偶者であっても、保育料決定・副食費免除判定のために書類が必要となる場合があります。

対象者	算定時期	必要な書類
令和８年１月１日に八戸市に住民登録がない	令和９年４月～８月の保育料算定・副食費免除判定等のため	令和８年度の税額・所得額がわかる書類
令和９年１月１日に八戸市に住民登録がない	令和９年９月～10年３月の保育料算定・副食費免除判定等のため	令和９年度の税額・所得額がわかる書類

8 広域入園について 1号・2号・3号認定

○広域入所とは・・・
認定を受けている市町村と利用（希望）している施設の市町村が別である入園のことです。

➢ 八戸市に住民登録があり、八戸市外の施設を希望したい場合…八戸市へ申請書類を提出
（１号認定）
- 入園希望施設へ直接連絡を取り、入園できるか確認します。
- 八戸市の様式を用意し、入園希望施設へ１号内定済のチェックをしてもらいます。
- 書類一式を入園希望日の前日までに、こども未来課へ提出してください。

（２・３号認定）
- 入園日は毎月１日です。
- 保育が必要な事由などによっては、広域入所の受入を実施していない市町村もあります。また、市町村によって提出期限、必要書類が異なります。事前に希望施設のある市町村へ確認してください。
- 希望施設のある市町村へ転入予定がある場合、希望園のある市町村へ直接申し込める場合があるので、希望園のある市町村へ問い合わせる際にその旨も伝えてください。
- 希望施設がある市町村へ郵送でのやり取りを行う関係上、希望施設がある市町村が指定した提出期限日の10開庁日前までに市窓口にて手続をしてください。

➢ 八戸市に住民登録がなく、八戸市内の施設を希望したい場合…住民登録のある市町村へ申請書類を提出
（１号認定）
- お住まいの市町村へお問い合わせください。

（２・３号認定）
- 入園日は毎月１日です。
- 申請方法は、お住まいの市町村へお問い合わせください。
- 入園日までに八戸市へ転入予定がある場合、八戸市へ直接申し込める場合があります。詳しくはこども未来課へお問い合わせください。

9　保育必要量（利用時間）

１号・２号・３号認定

- 認定区分または保育を必要とする事由や状況により、利用できる時間が変わります。詳しい開閉園時間や預かり保育・延長保育時間は施設へ直接お問い合わせください。
- （１号認定）教育標準時間のみの利用となります。利用時間は施設によって異なります。
- （２・３号認定）保育標準時間・短時間の利用時間は施設によって異なります。
- （２・３号認定）保育料は保育必要量によって異なります。

教育標準時間（１号認定）⇒	預かり保育（別料金）	**教育標準時間**（約４～５時間※施設によって異なる）	預かり保育（別料金）
保育標準時間（２・３号認定）⇒	延長保育（別料金）	**保育標準時間**（１日最大１１時間まで利用可能）	延長保育（別料金）
保育短時間（２・３号認定）⇒	延長保育（別料金）	**保育短時間**（１日最大　８ 時間まで利用可能）	延長保育（別料金）

保育を必要とする事由	**保護者の状況**	**保育必要量**(※1)(※2)
○就労	月 **120** 時間以上の就労	標準時間
	月 **64** 時間以上**120**時間未満の就労（※3)	短時間
○介護・看護	月 **120** 時間以上の介護・看護	標準時間
	月 **64** 時間以上**120**時間未満の介護・看護	短時間
○就学・職業訓練	月 **120** 時間以上の就学・職業訓練	標準時間
	月 **64** 時間以上**120**時間未満の就学・職業訓練	短時間
○妊娠・出産	―	標準時間
○疾病・障がい	―	標準時間
○災害復旧	―	標準時間
○求職活動・起業準備	―	短時間
○育児休業（兄姉の継続利用）	―	短時間

※1　父母どちらかの事由が保育短時間に該当する場合は、保育短時間の認定となります。

※2　保育標準時間に該当する事由であっても、希望により保育短時間の認定を受けることができます。

※3　月120時間に満たない場合で、シフト制の勤務体系などにより保育短時間での利用が難しい時はこども未来課へご相談ください。

10　転園のとき

１号・２号・３号認定

- **認定状況により転園申請できる日が異なります。**詳しくはこども未来課へお問い合わせください。
- 転園日に応じた申込締切日までに手続をしてください。申込締切日は、利用案内３ページをご覧ください。
- 保育を必要とする事由が育児休業の場合は転園申請できません。
- 転園決定後は、現在の園に戻ることができませんので、よく検討してからお申込みください。
- 転園先で１号認定を希望する場合は、直接希望する園へお申込みください。
- 転園が決まり、現在の園を退園するときは、現在利用している園へ退園の連絡をしてください。
  また、認定状況によって、教育・保育給付認定取消申請書の提出が必要です。

現在の園での認定状況	転園先での認定状況	転園日	転園申請に必要な書類	教育・保育給付認定取消申請書の提出
２・３号認定	２・３号認定	毎　月　１　日	保育利用申込書【市様式】 ※認定状況や保育が必要なことを証明する書類の有効期限次第では、別途書類が必要	不要
１号認定	２・３号認定 （同じ園への転園）	毎　月　１　日	新規申請時と同じ書類	不要
１号認定	２・３号認定 （別の園への転園）	毎　月　１　日	新規申請時と同じ書類	必要
２・３号認定	１号認定 （同じ園への転園）	毎　月　１　日	教育・保育給付認定申請書兼現況届 ※転園先の園へ提出	不要
２・３号認定	１号認定 （別の園への転園）	毎　月　１　日	新規申請時と同じ書類 ※転園先の園へ提出	必要
１号認定	１号認定 （別の園への転園）	こども未来課にお問い合わせください	新規申請時と同じ書類 ※転園先の園へ提出	必要

11　利用調整（選考）

２号・３号認定

- 提出された書類を元に審査し、基準（別紙「保育利用申込書裏面」参照）に基づく優先順位により利用調整を行います。なお、申込順ではありません。
- 不足書類がある場合、利用調整の点数に反映されませんのでご注意ください。

12　利用調整結果の通知

２号・３号認定

- 入園日のおよそ15日前に、入園可否の通知書を発送いたします。
  電話や窓口で入園可否をお伝えすることは出来かねますので、ご了承ください。
- 入園が決まったときは、施設と連絡を取り合い、入園の準備を進めてください。
- 入園が決まった後に辞退するときは、**入園日の前日**までに市窓口で手続をしてください（本人確認書類必要）。入園日後の入園辞退は受け付け出来かねますので、保育料を支払っていただく場合があります。
- 申込の結果、不承諾（空き待ち）となった場合は、年度の最終入園（３月１日）まで毎回、利用調整の対象となりますが、初回の結果通知以降は入園が決まるまで結果は郵送しませんのでご了承ください。
- 希望園の変更や入所申込の取下をする場合は、**変更したい**、または、**取り下げたい入園日の申込締切日までに市窓口にて手続をしてください（本人確認書類必要）**。入園日の申込締切日については、利用案内３ページをご覧ください。

◎マイナポータルで保育に関するサービスの検索やオンライン申請ができます。
総合メニュー ＞トップ ＞ サービス・手続き ＞ 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) ＞ マイナポータルについて
◇ マイナポータルのご利用はこちらから　→　マイナポータルサイト（内閣府）からログインしてください。

１３　保育料（利用者負担額）

２号・３号認定

○保育料は次により決定されます。詳しくは「別紙　保育料（利用者負担額）」をご覧ください。

ア　入園年度の４月１日の年齢（クラス年齢）

※年度内に誕生日を迎えても、基準年齢（保育料）は変わりません。

イ　父母の市町村民税額の合計

・令和９年４月～８月の保育料　　… 令和８年度「市町村民税額」から「階層区分」を算定

・令和９年９月～10年３月の保育料　… 令和９年度「市町村民税額」から「階層区分」を算定

※市町村民税額は税額控除等（寄付金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除）を控除する前の額となりますので、ご注意ください。

※父母の合計所得額が116万円以下（ひとり親等の場合は58万円以下）の場合で、同居されている御親族がいる場合は、父母以外の扶養義務者（同居祖父母等）で家計の主宰者（主に生計を維持している）と判断される方の市町村民税額を含めて算定されます。

※住民票上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は、**同居**の取扱いとなります。

※国外からの転入の場合など、国外での収入を基準として税額を算定する場合があります。

ウ　兄姉がいる場合　　⇒　　保育料が無償化される場合があります。

【2・3号認定】

令和８年４月より、０～２歳児クラスの保護者が扶養する第２子以降の児童について、保育料が無償となります。

※保護者の所得状況やきょうだいの年齢を問いません。

○幼児教育・保育無償化について

⇒　別紙「 令和９年度　幼児教育・保育無償化についてのご案内 」をご覧ください。

○次の場合は保育料が変更となる場合があります。

・結婚や離婚により保護者（扶養義務者）に変更があった場合 ･･･ 申請が必要です。
　離婚⇒申請の翌月分（１日変更は同月分）から保育料が変更となる場合があります。
　結婚⇒事由が発生した時点から遡って保育料が変更となる場合があります。

・市町村民税額が変更となった場合…遡って保育料が変更となる場合があります。

・障がい者（児）と同居になった場合
　…申請の翌月分（１日変更は同月分）から保育料が変更となる場合があります。

１４　入園後の手続き

入園後、こんなときは次の手続きが必要です。

〇書類は、園又は市窓口へ提出してください。
〇手続の際、本人確認書類が必要です（郵送の場合は写しを提出してください）。
　※本人確認書類　･･･ 申請者（手続する方）の A 又は B の書類
　　A　運転免許証、個人番号カード （マイナンバーカード）など顔写真付き公的身分証明書：１点
　　B　顔写真なしの場合は年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書など：２点
　※入園している保育所等に提出する場合、本人確認書類の提出は不要です。
〇手続や提出が遅れる場合は、市へ**必ず**連絡をしてください。

正当な理由なく変更の手続を行わないとき、又は保育を必要とする事由に該当しなくなっていたときは、子ども・子育て支援法第24条により、認定を取り消す場合があります。

①支給認定証の有効期間が終了するとき

〇３号認定の児童が３歳を迎え、**２号認定になるときの手続は不要**です。
　⇒園を通じて、新しい支給認定証を交付します。
　　３号認定の支給認定証は、園又は市窓口へお返しください。
〇保育を必要とする事由が**出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業**の場合
　⇒**有効期間終了月の20日まで**に、認定の変更の手続をしてください。
　　・有効期間終了後は、保育所等の利用ができなくなります。
　　・育児休業の事由による継続利用は、育児休業対象児が２歳に達する月の末日が限度となります。（ただし翌年度に就学を控えている場合は就学前まで）

②保育を必要とする事由が変わるとき

教育･保育給付認定申請書兼現況届・支給認定証と一緒に、次表の添付書類を提出してください。
※保育を必要とする事由がなくなったときは、退園の手続が必要です。

状況	変更後の事由	必要な書類　利用案内８～９ページ (教育･保育給付認定申請書兼現況届・支給認定証の他に必要なもの)	提出期限
○新たに就労したとき	就労	就労証明書（国の標準様式）など	有効期間終了月の20日
○退職して求職活動をするとき	求職活動	求職活動申立書	すみやかに
○出産予定があるとき	出産	母子健康手帳の出産予定日の記載があるページ（写し）	出産予定月の３か月前の月の20日
○出産後 ⇒育児休業を取得するとき	育児休業	就労証明書（国の標準様式）など ※産休・育休前と同じ就労先に復職するときは、**産前産後休暇・育児休業・復職日**の記載が必要です。	出産日から起算して８週間を経過する日が属する月の20日
○出産後 ⇒復職するとき	就労	就労証明書（国の標準様式）など ※産休前と同じ就労先に復職するときは、**産前産後休暇・復職日**の記載が必要です。	
○出産後 ⇒求職活動をするとき	求職活動	求職活動申立書	

③証明書類に期限があるとき

○証明書類の**期限が終了する前**に、期間更新後の証明書類を提出してください。
（証明書類の期限の例）就労証明書の就労期間、職業訓練の訓練期間、診断書の治療期間　など

④保育利用時間（保育必要量）を変更するとき

○変更申請の**翌月１日から**変更となります。
○保育短時間から保育標準時間へ変更するときは、事由に応じた証明書類が必要です。

⑤認定内容や世帯状況が変わったとき

○認定内容は、申請の翌月から変更となります。
（※）…保育料が変更となる場合がありますので、すみやかにお手続きをしてください。

状況	必要な書類	
○認定内容の変更（保育事由・保育利用時間・有効期間など）	・教育･保育給付認定申請書兼現況届　・支給認定証 ・事由に応じた証明書類	
○２号認定⇒１号認定への変更	・教育･保育給付認定申請書兼現況届 ※園が変わる場合は、教育･保育給付認定取消申請書も必要です。 ※必ず園へ提出してください。	
○認定の取消し（保育申込取下げ） ○新制度へ移行していない幼稚園へ転園 ○退園 ○市外転出（転出後も現在の園を継続して利用する場合を含む）	・教育･保育給付認定取消申請書　・支給認定証	
○ひとり親となった（※）	・教育･保育給付認定申請書兼現況届　・支給認定証 ・全部事項証明書（戸籍謄本）	
○ひとり親だったが結婚した（※）	・教育･保育給付認定申請書兼現況届　・支給認定証 ・配偶者の就労証明書等 ・配偶者が転入者の場合、前市町村の市町村民税額がわかる書類	
○祖父母と同居・別居となった（※）	・教育･保育給付認定申請書兼現況届 ・保護者の所得により、保育料の算定において祖父母の市民税額が合算される場合があります。詳しくは市へお問い合わせください。	
○障がい者（児）と同居・別居となった（※） ○同居者に身体障害者手帳等が交付・返還となった（※）	同居・交付	・教育･保育給付認定申請書兼現況届 **・次のいずれかの書類（写し）** ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・特別児童扶養手当 障害認定通知書等 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
	別居・返還	・教育･保育給付認定申請書兼現況届
○住所が変わった（※）	・教育・保育給付認定申請書兼現況届又は支給認定変更届 ・支給認定証	
○同居者が増えた・減った（※）	・教育・保育給付認定申請書兼現況届　・支給認定証	
○支給認定証の再発行	・支給認定証再交付申請書	

１５　園等で実施している子育て支援・保育サービス

利用申込や料金等については、実施している園へお問い合わせください。

延長保育	保育時間を延長して児童を預かります。
一時預かり	認定こども園(教育)・幼稚園…通常就園時間を超えて在園児を預かります。 認定こども園(保育)・保育所…普段、園を利用していない児童を一時的に預かります。
休日保育	日曜・祝日等に児童を預かります。
病児保育	当面症状の急変は認められないものの、児童が病気の回復期に至っておらず　集団保育が困難なとき、病児保育室（小児科医院併設）で預かります。
病後児保育	児童が病気の回復期にあるものの、集団保育が困難なとき、病後児保育室で預かります。
病児送迎サービス	保育施設や小学校等でお子さんが体調不良となった際、保護者が仕事などの理由で迎えに行くことができない場合、病児保育室の看護師又は保育士が保護者の代わりにタクシーで迎えに行き、診察後、病児保育室にてお預かりするサービスです。
障がい児保育	障がいのある児童の健全な社会性の成長発達を促すため、健常児とともに集団保育を行っています。
地域子育て支援センター	普段、園を利用していない児童とその保護者を対象に、育児相談や親子遊び、季節行事の開催、子育て情報の提供等を行っています。

16　教育・保育施設一覧

１号・２号・３号認定

- 施設によって受入年齢が異なるため、申込をされる際には、施設名の記入誤りにご注意ください。
（特に、分園・本園、地域型保育事業施設・連携施設を申し込まれる場合）
- こども園（１号認定）及び幼稚園の受入対象年齢は、**満３歳から５歳児（小学校就学前）まで**です。

地区	施設名	施設類型	２・３号認定 受入対象年齢	所在地（青森県八戸市）	電話番号 （市外局番：0178）
上長	八戸文化幼稚園	こども園(連)	０～５歳児	大字尻内町字内田１０番地２	27-2542
	尻内保育園	こども園(連)	０～５歳児	大字尻内町字尻内８番地５	27-2590
	三条保育園	こども園(連)	０～５歳児	大字尻内町字鴨ケ池１３番地３	27-3420
	ことり保育園	保育所	０～５歳児	一番町二丁目４番１３号	27-4073
長者	たいなか保育園	保育所	０～５歳児	大字糠塚字平中２２番地１６	22-2216
	大杉平保育園	保育所	０～５歳児	大字糠塚字鶉久保２６番地５０	22-0884
	図南保育園	こども園(保)	０～５歳児	大字糠塚字大開２番地２	46-2421
	福聚保育園	こども園(保)	０～５歳児	長者一丁目６番５９号	46-1357
	サンフラワー保育園	こども園(連)	０～５歳児	大字糠塚字下屋敷６番地３	44-6440
	長者幼稚園	こども園(幼)	１～５歳児	大字沢里字藤子３１番地	45-1941
根城	田面木こども園	こども園(連)	０～５歳児	大字田面木字赤坂１７番地１	27-3310
	コウノトリ認定こども園	こども園(保)	０～５歳児	根城二丁目２３番地６	44-4074
	上田面木こども園	こども園(連)	０～５歳児	大字田面木字上田面木５５番地３	27-1315
	南売市保育園	こども園(連)	０～５歳児	売市一丁目８番１０号	45-2625
	長坂保育園	こども園(連)	０～５歳児	根城八丁目８番３４号	45-8126
	根城こども園	こども園(連)	０～５歳児	根城三丁目５番地２１	22-6688
	白山台保育園	こども園(連)	０～５歳児	東白山台二丁目２７番１号	70-1720
	みどりのかぜエデュカーレ	こども園(連)	０～５歳児	西白山台四丁目３番５号	27-8787
	エンゼル子どもの家	こども園(連)	０～５歳児	根城七丁目３番８号	45-4150
	さえずりの森	こども園(連)	０～５歳児	大字根城字西ノ沢３０番地３５	43-9823
	みどりのかぜ北ウィング	こども園(連)	０～５歳児	西白山台四丁目１番１６号	27-3311
	八戸めぐみ幼稚園	幼稚園	-	根城九丁目７番６号	22-7957
	まほろば幼稚園	幼稚園	-	売市二丁目７番２８号	24-4810
	八戸聖ウルスラ学院幼稚園	幼稚園	-	大字田面木字上野平５３番２号	27-2096
三八城	青葉こども園	こども園(連)	０～５歳児	長根四丁目１７番２０号	22-8916
	こばとこども園	こども園(連)	０～５歳児	沼館一丁目２番３５号	43-4523
	城下保育園	こども園(連)	０～５歳児	城下四丁目１６番４０号	46-2422
	たいなか保育園分園 いちごみるく	保育所分園	０・１歳児	大字十三日町２８番地　花眞ビル３階	24-3695
	第二さえずりの森	保育所	０～５歳児	大字番町２０番地６　番町ヒルズ１階	32-7790
下長	下長こども園	こども園(連)	０～５歳児	大字長苗代字島ノ後１８番地８	28-1924
	根岸保育園	こども園(連)	０～５歳児	八太郎四丁目２番１９号	28-2116
	すぎのこ保育園	こども園(連)	０～５歳児	下長六丁目１４番２６	28-8156
	日計こども園	こども園(連)	０～５歳児	大字河原木字日計上６番地１	20-2576
	河原木中央こども園	こども園(連)	０～５歳児	下長二丁目８番３号	20-2221
	高館幼稚園	こども園(連)	０～５歳児	大字河原木字二階堀１２番地１	20-1256
	七色のみち	こども園(保)	０～５歳児	高州二丁目２２番２３号	20-8039
	高州保育園	保育所	０～５歳児	高州二丁目６番１６号	29-3921
小中野	千草保育園	こども園(連)	０～５歳児	小中野六丁目２３番５２	45-5231
	テレジア保育園	こども園(保)	０～５歳児	江陽四丁目１３番３１号	22-4567
	江陽こども園	こども園(連)	０～５歳児	江陽二丁目１９番１０号	24-4618
	桐の葉保育園	保育所	０～５歳児	江陽一丁目１６番３号	43-8745
	小中野保育園	こども園(連)	１～５歳児	小中野三丁目３番地５３	22-5384
	小中野保育園分園	こども園(連分)	０・１歳児	小中野三丁目１番地６８	38-5225
	八戸小中野幼稚園	幼稚園	-	小中野六丁目４番５号	22-2860
館	松葉こども園	こども園(連)	０～５歳児	大字八幡字上ミ沢２６番地６	27-3529
	一日市保育園	こども園(連)	０～５歳児	大字櫛引字前田４５番地１	27-1010

地区	施設名	施設類型	２・３号認定 受入対象年齢	所在地（青森県八戸市）	電話番号 （市外局番：0178）
柏崎	類家保育園	こども園(連)	０～５歳児	諏訪三丁目９番１９号	46-0075
	類家南保育園	こども園(保)	０～５歳児	南類家三丁目３番１０号	45-5310
	むつみ保育園	こども園(連)	０～５歳児	大字十一日町５７番地３	43-1725
	八戸幼稚園	幼稚園	-	類家四丁目９番３号	22-2224
	みどり幼稚園	幼稚園	-	柏崎三丁目１１番１４号	45-5974
	イメルダ幼稚園	幼稚園	-	柏崎四丁目１４番４０号	45-1993
	聖アンナ幼稚園	幼稚園	-	青葉三丁目２３番７号	45-3670
吹上	ほうりん保育園	こども園(連)	０～５歳児	吹上一丁目４番４号	24-4418
	藤覚保育園	こども園(連)	０～５歳児	吹上六丁目５番３６号	96-1428
	芽生保育園	こども園(連)	０～５歳児	田向五丁目１７番１３号	96-3920
	吹上保育園	こども園(連)	０～５歳児	吹上二丁目１１番２７号	22-4587
	中居林こども園	こども園(連)	０～５歳児	大字石手洗字油久保１番地１	96-1690
	中居林ふたば園	小規模Ａ	０～２歳児	大字石手洗字油久保１番地２	96-6868
	駒沢幼稚園	幼稚園	-	大字石手洗字駒ヶ沢２８番地１	96-5517
	千葉幼稚園	幼稚園	-	田向二丁目２－５	45-2312
白銀	白鷗保育園	こども園(保)	０～５歳児	大字白銀町字三島下２４番地３７２	33-6011
	しみず保育園	保育所	０～５歳児	白銀四丁目１２番地１１	33-4728
	白銀台保育園	こども園(連)	０～５歳児	白銀台二丁目９番１２号	33-3915
	三島保育園	こども園(保)	０～５歳児	大字白銀町字大沢頭３４番地６	33-3267
	こざくら保育園	こども園(保)	０～５歳児	大字大久保字町道５番地１	33-7851
	小久保保育園	こども園(連)	０～５歳児	桜ヶ丘二丁目３５番４６号	080-2801-3536
	白銀保育園	こども園(保)	０～５歳児	大字白銀町字南ケ丘５番地の３	31-6051
	明星こども園	こども園(連)	０～５歳児	大字白銀町字浜崖１３番地２	34-4663
	すみれ保育園	こども園(連)	０～５歳児	大字白銀町字中平３１番地３	33-2286
湊	ひまわり保育園	こども園(連)	０～５歳児	湊町字ホロキ長根８番地５	33-0946
	みなと保育園	保育所	０～５歳児	大字新井田字鷹待場２６番地１５	33-0905
	湊高台こども園	こども園(連)	２～５歳児	湊高台六丁目１７番１６号	34-5553
	湊高台保育園	保育所	０・１歳児	湊高台六丁目１７番７号	34-6663
	虹の丘キッズアカデミー	こども園(連)	０～５歳児	湊高台一丁目１６番４号	33-5279
	八戸学院幼稚園	こども園(連)	１～５歳児	湊高台六丁目１４番５号	34-5765
	ニチイキッズ八戸 しおかぜ保育園	保育所	０～５歳児	湊高台三丁目１０番２２号	32-1456
	さくら幼稚園	幼稚園	-	湊高台七丁目６番１４号	33-4011
大館	旭ヶ丘こども園	こども園(連)	０～５歳児	旭ケ丘五丁目１番地４０	25-5568
	旭ヶ丘あかちゃんの家	保育所	０・１歳児	大字新井田字外久保４０番地１	20-9797
	貴福保育園	こども園(連)	０～５歳児	大字新井田字門前１番地２	25-0183
	新井田こども園	こども園(連)	０～５歳児	大字新井田字坂１０番地６	25-3214
	木の実園	こども園(連)	０～５歳児	新井田西一丁目１６番８	30-1531
	旭ヶ丘幼稚園	幼稚園	-	旭ヶ丘三丁目１番地８０	25-3516
	第二しののめ幼稚園	幼稚園	-	大字新井田字小久保尻１番地５１	25-2488
鮫	うぐいす保育園	保育所	０～５歳児	大字鮫町字山四郎蒔目１番地３	20-7731
	さめ保育園	こども園(連)	０～５歳児	大字鮫町字上盲久保７番地１	33-3109
	かもめ幼稚園	こども園(幼)	０～５歳児	大字鮫町字ハンノ木沢４番地の１	33-1334
南浜	おおくきこども園	こども園(連)	０～５歳児	大字鮫町字安川目８番地１	38-2115
市川	浜市川保育園	こども園(保)	０～５歳児	大字市川町字古館３１番地１	52-2424
	轟木保育園	こども園(保)	０～５歳児	大字市川町字轟木前３４番地３	52-5511
	桔梗野保育園	こども園(保)	０～５歳児	大字市川町字尻引前山３１番地９５３	28-3510
	こもれびのもり幼稚園	こども園(連)	０～５歳児	北インター工業団地一丁目３番72号	28-2525
是川	是川こども園	こども園(連)	０～５歳児	是川二丁目１５番地１	96-4082
	こどもの城保育園	こども園(連)	０～５歳児	是川五丁目６番地２	96-3053
	マリアンハウス幼稚園	こども園(連)	０～５歳児	是川一丁目１２番地１	96-1644
南郷	いちのさわ保育園	こども園(保)	０～５歳児	南郷大字市野沢字イキレ窪４番地１	82-2074

17　施設見学について

１号・２号・３号認定

保育園・こども園・幼稚園を申込する前に、入園したい園の特徴や雰囲気を見ておきましょう。電話やホームページだけでは分からない説明を聞くことができたり、施設内の設備や環境を実際に見ることができたり、見学することで得られるメリットはたくさんあります。次の「見学するときのポイント」を参考に見学をしましょう！

見学する前に…

- ◘ 見学できるか施設へ電話をしましょう
  ⇒朝の登園時間帯はなるべく避け、10時以降にかけるのがよいでしょう
- ◘ 見学するときは必ず入園するお子さんと一緒に行きましょう

見学するときのポイント！

- ◘ 送迎時の道路状況、駐車場を確認しましょう
- ◘ お子さんの健康状況（通院、アレルギー、内服薬）について話しましょう
  ⇒アレルギーなど特別な対応が必要な場合は、対応可能か確認するとよいでしょう
- ◘ お子さんの発達状況（ことば、身体機能など）で気になることは事前に相談しましょう
- ◘ 園の保育・教育、食育方針を確認しましょう
- ◘ 開所日、開園・閉園時間の確認をしましょう
- ◘ 入園するときに必要なもの・保育料以外の費用を確認しましょう
- ◘ 保護者が参加する行事・イベントの頻度や日程を確認しましょう
- ◘ 園での1日のスケジュールを確認しましょう
- ◘ ならし保育のスケジュールを確認しておきましょう
- ◘ 園の感染症等への対策方法を確認しておきましょう
- ◘ その他気になることがあれば相談しましょう

保護者記入欄（見学記録メモとしてお使いください。市や園への提出は不要です。）

見学した施設	見学した日	見学した人	メモ
例）★★保育園	例）〇月▲日	例）父、母、子	例）教育方針が合いそう こどもが楽しそうだった